

令和4年5月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年5月9日(月) 午後1時30分から午後2時43分
2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)
3. 出席委員

1番 野方俊彦	2番 本村教昭
3番 下村啓子	4番 古賀義博
5番 西村新二	6番 松尾正人
7番 池田政孝	8番 深河文雄
10番 三根祐喜	12番 江里口 勇
14番 江里口 泰信	
4. 欠席委員

9番 高塚和行	11番 野口浩美
13番 中村津多子	
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第5条による許可申請について
 - 第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 - 第4号議案 農用地売渡等の希望申出について
 - 第5号議案 小城市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に対する意見について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岸川 齊	副局長兼庶務係長 真子 祐輝
-----------	----------------

7. 会議の概要

事務局	委員の皆様お疲れさまです。それでは、ただいまから令和4年5月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。
会長	初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。 皆さんこんにちは。今日はお忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。 見渡せば麦の生育状況、今年も非常によいような感じがいたしております。ただ、懸念されるのは、ウクライナの戦争によりオイル価格が上昇いたしております。どうしても今、機械化された農業の中ではオイルをたくさん使うわけがございます。なるべく経費が少なくかかるように、オイルは高騰しないほうがよいわけがございますけれども、今の状況で日本の平和はおおむね守られているというような状況の中で、一生懸命農業をできるというのは一つの喜びではないのかなと思っております。 今日は第1号議案から第5号議案まで審議がございます。どうぞ皆様方の御協力のほどよろしくお願い申し上げます。
事務局	ありがとうございました。 本日は、9番高塚委員、11番野口委員、13番中村委員から欠席の連絡がありました。出席委員は11名で在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。
議長	それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。 それでは、ただいまから令和4年5月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから御指名をさせていただきます。 5番西村委員、6番松尾委員をお願いいたします。 次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。
事務局	議案書は1ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は6件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は1ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明)
議長	この案件の場所は主要地方道小城牛津線東の三日月町土生地区にある農地で、申請理由は贈与です。 以上でございます。
7番	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 許可申請書の地番○○○○-A、全部事項証明写しによれば○○○○としか書いていないように見えますが。
事務局	お答えをいたします。 ここの農地に関しては、任意に地番を分割されております。ですから、使用目的が異なるものをこの畑の中でされておりましたので、○○○○-Aと、もう一つ○○○○-B、たしかBだったと思うんですが、使用目的が違っていただきますので、こういった

議 長 7 番 議 長	<p>形で御本人さんが任意で地番の貼付けをされています。本来ならば、ここは訂正をしておくべきだったと思います。大変申し訳ございません。</p> <p>以上です。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>ほかにご覧いませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
事務局	<p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>申請番号2について説明をいたします。</p> <p>資料は5ページからとなります。</p>
議 長	<p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所はいわまつ保育園西の小城町松尾地区にある農地で、申請理由は規模拡大です。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p>
事務局	<p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号3について説明をいたします。</p> <p>資料は9ページからとなります。</p>
議 長	<p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号3について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は国道203号北にある小城町一本松地区にある農地で、申請理由は規模拡大です。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p>
事務局	<p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号4について説明をいたします。</p> <p>資料は13ページからとなります。</p>
議 長	<p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号4について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は晴気川西の小城町下久須地区にある農地で、申請理由は規模拡大です。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p>

事務局	<p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号5について事務局より議案の説明をお願いします。議案書は2ページを御覧ください。申請番号5について説明をいたします。資料は17ページからとなります。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号5について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は小城保健福祉センター北の小城町下畑田地区にある農地で、申請理由は規模拡大でございます。</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p>
事務局	<p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号6について事務局より議案の説明をお願いいたします。申請番号6について説明をいたします。資料は21ページからとなります。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号6について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は弁財排水機場と芦刈第2排水機場との間の芦刈町弁財地区にある農地で、申請理由は規模拡大です。</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p>
事務局	<p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号6について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号6は原案のとおり承認することに決定しました。次に、第2号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。議案書は3ページを御覧ください。本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は6件でございます。申請番号1について説明をいたします。資料は25ページからとなります。</p> <p>(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は国道203号北の小城町宿地区を通る市道宿松葉線西にある農地で、転用目的は貸家住宅でございます。</p> <p>被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。</p> <p>農地区分と許可基準ですが、農地区分はおおむね10ヘクタール以上の規模の一</p>

団の農地の区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議長

この案件については4番古賀委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

4番

農地法第5条申請事前調査事項を報告いたします。

調査事項、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できます。

実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおり転用されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、土留め工事を施工される。雨水は集水後に東側の水路へ排水し、し尿及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側水路へ排水されます。

その他の特記事項について、令和4年4月10日に説明を受け、確認しております。

令和4年5月9日、農業委員会農業委員、古賀義博。よろしく申し上げます。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

議長

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

事務局

次に、申請番号2について事務局より説明をお願いします。

申請番号2について説明をいたします。

資料は30ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は有明海沿岸道路西にある芦刈町牛王地区を通る県道江北芦刈線南にある農地で、転用目的は店舗でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に南側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に南側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路のインターチェンジからおおむね300メートル以内にある第3種農地であり、許可し得るものと判断しております。

なお、申請地は有明海沿岸道路の芦刈インターチェンジと県道江北芦刈線の接続地点から約220メートルに位置しております。

以上でございます。

議長

この案件については5番西村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

5番

農地法第5条申請事前調査事項。

貸付人、借受人は事務局から報告されたとおりでございます。

調査事項といたしまして、イ、申請目的及び位置の検討についてですが、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設及び用排水の検討について、土留め工事を施工される。雨水は集水後に側溝を経由して南側の水路へ排水、し尿及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に南側水路へ排水される。

ホ、その他の特記事項について、令和4年4月4日に説明を受けて確認しております。

令和4年5月9日、小城市農業委員会農業委員、西村新二でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号3について事務局より説明をお願いします。

申請番号3について説明をいたします。

資料は36ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明)

この案件の場所は国道34号南にある牛津町練ケ里地区を通る市道練ケ里仁俣線西にある農地で、転用目的は駐車場でございます。

被害防除対策ですが、雨水は申請者宅内の既存側溝を経由し南側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

この案件については1番野方委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

農地法第5条申請事前調査事項について報告いたします。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局の説明どおりでございます。

調査事項について、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、土留め工事を施工される。雨水は表

議 長

事務局

議 長

1 番

面排水により申請者宅の既存側溝を經由して南側水路へ排水される。し尿及び生活雑排水の排水はありません。

ホ、その他特記事項について、令和3年12月11日に説明を受けて確認しています。

令和4年5月9日、小城市農業委員会農業委員、野方俊彦。よろしく願いいたします。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号4について事務局より説明をお願いします。

申請番号4について説明をいたします。

資料は42ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号4について事務局より説明)

この案件の場所はJR小城駅南の三日月町甘木地区を通る市道土生砂田線西にある農地で、転用目的は建売分譲住宅5棟でございます。

被害防除対策ですが、雨水は側溝を敷設し集水後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に側溝を經由し東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は、鉄道の駅、船舶の発着場からおおむね300メートル以内にある第3種農地であり、許可し得るものと判断しております。

なお、申請地はJR小城駅から約250メートルに位置しております。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号5について事務局より説明をお願いします。

議案書は4ページを御覧ください。

申請番号5について説明をいたします。

資料は49ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号5について事務局より説明)

この案件の場所は県道川上牛津線北の三日月町初田地区にあるメディカルモールおぎ東の農地で、転用目的は建売分譲住宅22棟でございます。

被害防除対策ですが、雨水は側溝を敷設し集水後に西側及び北側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に側溝を經由し西側及び北側水路へ排水されるため、周辺農地

議長

事務局

議長

事務局

への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件については7番池田委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

7 番

農地法第5条申請事前調査事項につきまして報告いたします。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的につきましては、先ほど事務局からの紹介のとおりであります。

調査事項について申し上げます。

5、調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できる。

ロ、計画面積の検討について、建物配置、平面図等により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元及び生産組合と会合を持たれており、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると判断いたしました。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、家庭内排水は合併浄化槽を経て西側及び北側水路へ、雨水等は北側及び西側水路へ放流する計画であり、周辺農地への影響は少なく適当であると判断いたしました。

令和4年5月9日、小城市農業委員会農業委員、池田政孝。御審議よろしくお願い申し上げます。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり許可相当として異常設審議委員会及び県知事に意見を送付します。

次に、申請番号6について事務局より説明をお願いします。

事務局

申請番号6について説明をいたします。

資料は64ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号6について事務局より説明)

この案件の場所は国道203号西の三日月町仁俣地区を通る市道土生戊線南にある農地で、転用目的は建売分譲住宅23棟でございます。

被害防除対策ですが、雨水は側溝を敷設し集水後に西側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に側溝を経由し西側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

議 長	<p>以上でございます。</p> <p>この案件については7番池田委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。</p>
7 番	<p>農地法第5条申請事前調査事項につきまして報告申し上げます。</p> <p>1、譲渡人、2、譲受人、3、申請農地、4、転用目的につきましては、先ほどの事務局の報告のとおりであります。</p> <p>5、調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できる。</p> <p>ロ、計画面積の検討について、建物配置、平面図等により適当であると判断できる。</p> <p>ハ、実現確実性の判定について、地元との説明会等を開催されており、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると判断いたしました。</p> <p>ニ、被害防除施設・用排水の検討について、家庭内排水は合併浄化槽を経て、雨水は側溝経由で西側水路へ放流する計画であり、周辺農地への影響は少なく適当であると判断いたしました。</p> <p>令和4年5月9日、小城市農業委員会農業委員、池田政孝。よろしく御審議をお願い申し上げます。</p>
議 長 3 番 事務局	<p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>名前のところが〇〇さんと〇〇さんになっているんですけど。</p> <p>大変申し訳ございません。申請番号5番と6番ですね、議案書のほうに、今、下村委員御指摘のように〇〇というふうに書いておりますが、申請者は〇〇〇〇さんですね、訂正をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ほかにございませんでしょうか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号6について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号6は原案のとおり許可相当として県常設審議委員会及び県知事に意見を送付します。</p>
事務局	<p>次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。</p> <p>申請番号1から申請番号119まで一括して事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は6ページから28ページまでを御覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。</p> <p>本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が54筆、利用権の再設定が255筆、合計で309筆、総面積は53万9,678.74平米でございます。</p> <p>今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていることと判断しております。</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p>

事務局	<p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1から申請番号119までについては原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は29ページを御覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画の所有権移転について説明をいたします。</p> <p>本日の所有権移転の審議件数は8件でございます。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>申請番号1、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p>
事務局	<p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2について説明をいたします。</p> <p>申請番号2、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p>
事務局	<p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号3について説明をいたします。</p> <p>申請番号3、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、対価、利用目的を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p>
	<p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いします。</p>

事務局

議案書は30ページを御覧ください。

申請番号4について説明をいたします。

申請番号4、(土地の所在、地目、面積、対価、移転時期、利用目的を読み上げる。)

以上でございます。

議長

申請番号4につきましては、あっせん委員の5番西村委員に結果報告をお願いいたします。

5番

あっせん経過報告書。

以下、経過報告を申し上げます。

まずその前に、この地区の環境的なものといいますか、町内でもほかの地区から遠く離れた場所にあつて、さらに海岸沿いのため塩害が多発する地区であることから、耕作がしにくいということでございます。このような理由でございますので、売買の困難な物件が多いことを報告しておきます。

まず、2月7日、農業委員会にて上記物件のあっせん委員に指名される。

2月9日、売主である○○○様宅を訪問して売却の意思を確認する。現在は小作に依頼しており、今後も自分は作付する意思はないということでもございました。さらに、後継者もないということですので、売却することにしようということでございました。

2月10日、上記物件の地区の農業委員であった○○様の紹介で、同地区の○○○様に会いまして購入の意思を打診した。一律反当○○万円ならば買うということでもございました。

早速、売主である○○○様に電話で説明したら承諾されました。再度、買手にその旨を話して売買が成立いたしました。

確認事項といたしまして、成立価格、総額で○○○万○○○円、買手は担い手でございます。

以上、報告申し上げます。御審議のほどお願いいたします。

議長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号5について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号5について説明をいたします。

申請番号5、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)

以上でございます。

議長

申請番号5につきましては、あっせん委員の2番本村委員に結果報告をお願いします。

2番

6月7日、6月農業委員会であっせん委員に指名される。

6月23日、譲渡人○○○氏に電話で価格等の条件を確認する。

6月25日、現耕作者○○○○○○○○○に行き、代表の○○氏と会い、購入の意思があるか確認したところ、買いたいとの回答を受ける。売買の価格は○○○-○ほか2筆は10アール当たり○○○万円、○○○は○○万円であっせんが成立したことを譲渡人に伝える。

議 長	<p>なお、○○○○番は農振除外地であったため、農地法第3条で直接売買手続をすることで両者が納得された。</p> <p>売買の今後の日程の詳細は事務局より連絡がある旨を伝える。</p> <p>よろしくお願ひします。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願ひいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願ひいたします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号6について事務局より議案の説明をお願ひします。</p> <p>申請番号6について説明をいたします。</p> <p>申請番号6、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>申請番号6につきましては、あっせん委員の2番本村委員に結果報告をお願ひします。</p>
2 番	<p>8月5日、農業委員会であっせん委員の指名を受ける。</p> <p>8月7日、譲渡人と会い、条件等を確認する。その後、現耕作者である○○○○○○○○の代表と会い、購入の意思があるかを確認したところ、あるということだったので、10アール当たり○○○万円であっせんが成立しました。</p>
議 長	<p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願ひいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号6について承認することに賛成の方は挙手をお願ひします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号6は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号7について事務局より議案の説明をお願ひします。</p> <p>申請番号7について説明をいたします。</p> <p>申請番号7、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>申請番号7につきましては、あっせん委員の5番西村委員に結果報告をお願ひいたします。</p>
5 番	<p>あっせん経過報告書。</p> <p>ちょっと古い案件でございまして、昨年7月の農業委員会にかかったものかと思ひますけれども、当時の経過を報告します。</p> <p>令和3年6月7日、売主の代理人である○○様へ売渡しの確認の電話をいたしました。現在小作をされている○○様は今年の水稲までになっているので、水稲が終わり次第、売却したいとのこととございました。5年ほど前に売却を申請いたしました。そのときは買手が見つからなかったということとございました。</p> <p>7月3日、近所の脈のありそうな方へ打診するが、その圃場は浸水がしやすいということの理由で断られました。推進委員である田中様にも協力を仰ぎ、情報を得るけれども、買手はいそうにありませんでした。そして、その圃場は確かに浸水がしやすいということもありました。</p>

7月12日、レンコン栽培をされている、さっき出ました○○○○○○○○○様に話を
持ちかける。反当○○万円から○○万円ぐらいなら買ってもよいよということござ
いました。早速、その旨、売主側に報告、そして、圃場を確認しに行く。圃場は現
在のり面が崩落しそうなので、買手のほうに連絡を入れて確認を要請。

7月13日、売手様がのり面工事を市役所に問合せしたらはっきりとした回答が
ないということございまして。そのことを買手に話したら、現状渡しで構い
ませんということございまして。

7月17日、売主側に反当○○万円ちょうどでよいか確認の電話を入れたら、や
や不満げみではございまして、何とか承諾をされました。早速その旨を買手に話
したら検討するとのことございまして。

7月19日、買主より返事があり、反当○○万円です承を得ました。これにて売
買が成立いたしました。

以上、報告を終わります。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号7について承認するこ
とに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号7は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号8について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号8について説明をいたします。

申請番号8、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移
転時期、対価、利用目的を読み上げる。)

以上でございます。

申請番号8につきましては、あっせん委員の2番本村委員に結果報告をお願い
いたします。

8月5日、農業委員会であっせん委員に指名される。

8月7日、現耕作者である○○○○○○○○○の代表に会い、譲渡人の条件でよいか聞
いたところ、よいということだったので、10アール当たり○○○万円であっせんが
成立しました。

以上です。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号8について承認するこ
とに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号8は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題
とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は31ページを御覧ください。

農用地売渡等の希望申出の売渡希望について説明をいたします。

本日の売渡希望の審議件数は5件でございます。

資料は72ページからとなります。

申請番号1について説明をいたします。

議 長

事務局

議 長

2 番

議 長

事務局

議 長	<p>申請番号1、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。） 以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手）</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明をいたします。</p>
議 長	<p>申請番号2、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。） 以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手）</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号3について説明をいたします。</p>
議 長	<p>申請番号3、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。） 以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手）</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号4について説明をいたします。</p>
議 長	<p>申請番号4、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。） 以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （挙手）</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号5について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号5について説明をいたします。</p>
	<p>申請番号5、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡</p>

議 長	<p>希望価格、あっせん担当を読み上げる。)以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についての貸付希望についてを議題とします。</p>
事務局	<p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。 議案書は31ページを御覧ください。 農用地売渡等の希望申出の貸付希望について説明をいたします。 本日の貸付希望の審議件数は1件でございます。 資料は101ページからとなります。 申請番号1について説明をいたします。 申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、貸付希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第5号議案 小城市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に対する意見についてを議題とします。</p>
事務局	<p>事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は32ページを御覧ください。 第5号議案 小城市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に対する意見についてを説明いたします。 小城市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき小城市長から意見を求められているため、審議していただくものでございます。 今回は、農用地区域からの除外が9件、農用地区域への編入が1件となっております。 説明は別とじて配付しております資料の番号順に一括して行わせていただきます。 資料と併せて、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について(案)を御覧ください。横長のやつで、1ページから4ページまでになっているものを併せて御覧いただきたいと思います。 番号順に説明をしていきます。 番号1、(所在地番、地目、変更面積、変更目的を読み上げる。) 除外理由は、墓地の専用駐車場として利用するためとのことです。 申請農地は第2種農地ですが、許可し得るものと判断しております。</p>

番号2、(所在地番、地目、変更面積、変更目的を読み上げる。)

除外理由は、自宅の駐車スペースが狭いため、来客時の路上駐車を解消するためとのことです。

申請農地は第2種農地ですが、許可し得るものと判断しております。

番号3、(所在地番、地目、変更面積、変更目的を読み上げる。)

除外理由は、従業員駐車場及び資材倉庫として利用するためとのことです。

申請農地は第2種農地ですが、許可し得るものと判断しております。

番号4、(所在地番、地目、変更面積、変更目的を読み上げる。)

除外理由は、自己所有地で最適地であるためとのことです。

申請農地は第1種農地ですが、許可し得るものと判断しております。

番号5、(所在地番、地目、変更面積、変更目的を読み上げる。)

除外理由は、牛津川遊水地建設計画に伴う移転のためとのことです。

申請農地は第2種農地ですが、許可し得るものと判断しております。

番号6、(所在地番、地目、変更面積、変更目的を読み上げる。)

除外理由は、自宅兼事務所に近接しており、管理しやすいためとのことです。

申請農地は第1種農地ですが、農地転用完了後には地元から農業従事者を数名雇用される予定であり、就業機会の増大に寄与する施設であり、許可し得るものと判断しております。

番号7、(所在地番、地目、変更面積、変更目的を読み上げる。)

除外理由は、ここ数年耕作しておらず、荒廃地になるおそれがある。また、周辺は静かで緑豊かな住環境と判断し、教育施設も近くにあり、最良の住宅地であるためとのことです

申請農地は第1種農地ですが、許可し得るものと判断しております。

番号8、(所在地番、地目、変更面積、変更目的を読み上げる。)

除外理由は、人家も少なく、資材置場等の適地と判断したためとのことです。

申請農地は第2種農地ですが、許可し得るものと判断しております。

番号9、(所在地番、地目、変更面積、変更目的を読み上げる。)

除外理由は、自己所有地で適地であるとのことです。

申請農地は第1種農地ですが、許可し得るものと判断しております。

番号10、(所在地番、地目、変更面積を読み上げる。)

編入理由は、多面的機能支払制度を活用するためであり、やむを得ないと判断しております。

全ての案件について、農用地区域から除外または編入することはやむを得ないと考えております。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(意見なし)

ないようですので、これより採決いたします。原案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、原案のとおり回答することに決定しました。

ほかに皆さん方の中から何かございましたらよろしく申し上げます。

(なし)

ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いいたします。

次回日程等ですが、今月の農地転用現地調査日なのですが、以前お渡ししていた

議 長

事務局

予定表では5月25日というふうに記載をさせていただいていましたが、ほかの行事があつて、今回は1日繰り延べて5月26日木曜日の午後1時30分から、西館2階の2-5会議室にお集まりをいただきたいと思ひます。

6月の定例農業委員会の日時、場所ですが、6月6日月曜日、午後1時30分に、ここ西館大会議室となります。

以上でございます。

議 長

それでは、以上をもちまして5月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員